

昭和35年度平城宮跡第3・4・5次発掘調査概要

建造物研究室・歴史研究室・考古古文書

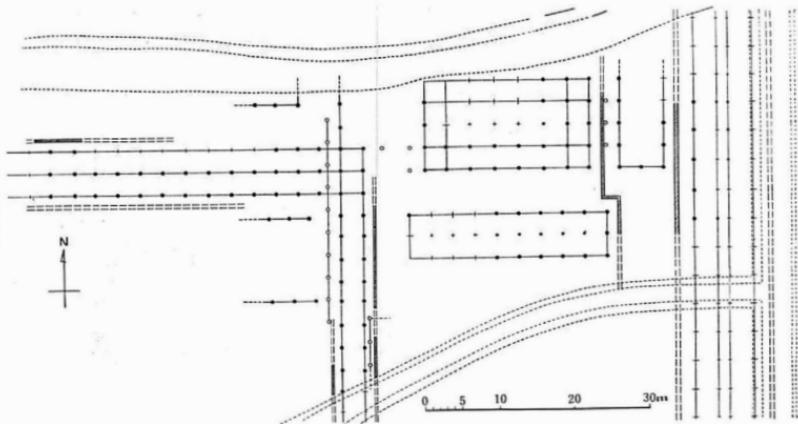
昭和35年度における特別史跡「平城宮跡」の発掘調査は、3次から5次に及んだ。第3次調査は、発掘調査事務所建設予定地の調査で、4月1日から5月14日にわたり国有地内の東北隅の地点^{8,7}アールを調査した。第4次調査では、通称一条通りの北側で第2次調査地域の東側にある水田²⁴アールを7月9日から10月20日までに調査、第5次調査はさらに東方へ進んで、第4次調査地域と道路をへてたどりアールの水田地域を11月21日から3月10日にわたって調査した。通算すれば、総発掘面積²⁴アール、調査日数250日となる。

第3次調査

現場事務所建設予定地では、大正13年の平城宮跡保存整備工事の際、敷地東辺で、中央に角柄穴のある方45cmの凝灰岩小礫石が、南北に2列になつて5個発見されている。しかし礫石の大きさが極めて小さいこと、その配置間隔も狭いことなどから、これがどのような建物の遺跡であるかは全く予測し得なかつた。今回の調査は、これらの礫石を再確認することから始めた。そのうちの最南の礫石は、戦時中の国有地内の耕地化のため破壊されたらしく、わずかに断片が残るばかりであつたが、他はよく保存されていた。そこでこの附近を精査すると、

これらの礫石に対して、2.6m西に方60cmの凝灰岩礫石の据えつけ痕跡が、根固石をともなう掘りかたによつて5個所発見された。さらにその西2mには、凝灰岩切石で構築された車40cmの溝が南北に通つていた。検出された礫石跡は大きさもかなりあり、柱間寸尺は桁行約4m間隔であるから回廊の如きものと考えられ、西方の溝は雨落溝として適当である。するとさきの2列の小礫石を中心にして、現在道路となつている東の部分にも同じように根固石をともなう凝灰岩礫石列と凝灰岩切石溝があつたと考えられたが、あいにく礫石列にあたる所は、大正年間の史蹟保存工事で作られた周溝によつて破壊されており、雨落溝は道路の中央に當つているのでいすれも調査するに至らなかつた。この東西を溝で限り、基壇上の根固石をともなう礫石を回廊の柱石にあて、中央2列の小礫石を築垣の柱石とみれば、「年中行事絵巻堵写の図」に見るような築垣の両側を廊とした一種の複廊が想定される。すなわち、梁間26尺(7.9m)桁行柱間寸尺13尺(3.9m)の複廊で、普通ならば連子窓が連続する棟下柱通りを巾5尺程(1.5m)の厚い土壁とした形式で、築垣廊とでも呼ぶべきものである。

この廊の西では3棟の掘立柱の建物を発見した。東の建物は、梁間2間の南北棟で、桁行は南よりの4間分を確認したが北妻は調査区域



第1図 第3・6次発掘地域実測図

外に延びて、全長を知り得なかつた。柱間は3mの等間である。他の2棟は、南北に並列して建てられた7間×4間、9間×2間の東西棟の建物で、前者は5間の身舎の4面に庇をもつものである。この2棟の建物には、中央棟下通りに浅く小さい掘立柱の掘りかたがあつて床東の痕跡とみられ、とも

に床張りの建物と推定した。柱は残存する柱根では径35cmほどである。ところで掘立柱の掘りかたから見ると、この2棟の建物は、最初桁行梁行とともに3m等間の9間×4間の建物の前面に、同じ柱間の9間の東西両端の掘りかたに柱をたてた形跡がなく、途中で計画の変更がある。



第2図 葉垣回廊



第3図 7間×4間建物 第3次発掘調査

つたらし、それは身舎にあたる桁行5間分の柱間を3m等間にひろげ、周間に3m等間の廊を廻して桁行全体としては9間を7間に改めたもので、残存している柱根が、桁行外方の柱ほど掘りかたの中央になく、片よつているのはそのためとみられる。一方南の建物は計画通り3m等間の9間×2間で建てられ、またこの2棟の建物の東妻より約1.8m東に巾30cmの雨落溝があり、建物に応じて曲折している。従つてこの両者が密接な関連をもつていたことは明らかであるが、それが普通の主屋と細殿におけるような柱列

の一致をわざわざ乱している点は不審といわねばならない。なお北の建物の西南隅の掘立柱掘りかたに重なつて、それ以前に掘られた徑2.2m、深さ約3mの掘穴を発見した。内部に何の施設も残さないが、おそらく井戸として掘られたものが、のちに建築にあたつて埋められたと推定される。

発見遺構は以上のようにあるが、こゝで想い起すのは昭和29年1月の一条道路下遺跡の発掘で、その際東西にのびる2時期の掘立柱の廊と、それにおくれた時期に造営された凝灰岩礎石を用いた廊の発見である。これらの遺構については、当時いずれも複廊の如きものと推定され、宮城のかなり北方の地区にまで、大規模な建物が延び並んだことを示した点で、大きな成果を収めたのであるが、一部の発掘だけでは廊の区割を知るに至らなかつた。ところが今回の発掘結果から見ると、凝灰岩を用いた第3番目の遺構は中央に小礎石があり、今回発掘された築垣廊と全く同様の規模をもつており、一連の廊と考えられる。さらにこれを大正13年に大極殿西北方約10mで発見された類似の小礎石列や、大極殿北方約60mの地点の凝灰岩切石で構築した溝と結びつけると、東西約15m、南北約220mほどの区域を築垣回廊が閉つたものと想定される。このような築垣回廊をめぐらす一郭としては平安宮の内裏の内郭が知られており、その規模もこゝに想定されるものとは類似しているから、この築垣回廊のめぐる一郭を平城宮の内裏に比定することが出来るのである。そうすると平安宮内裏が朝堂院東北方に位置しているのに対し、平城宮では、朝堂院の正北方にすこま姿して内裏が位置することになるわけである。



第4図 第4次発掘地域全景

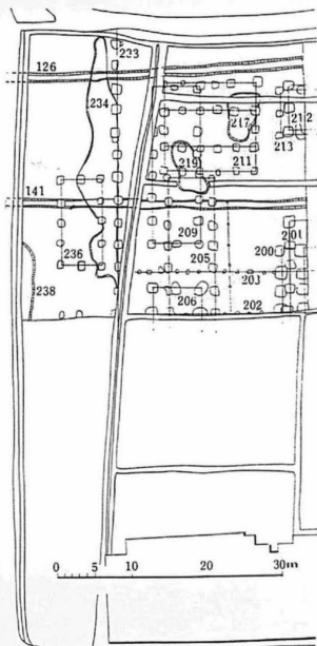
今回の調査地域は、わざか⁸アールであつたが、提起された問題ははなはだ大きく、内裏の一側を想定するに至つた。従来内裏と考へられていたのは今回想定した地域の西側で、朱雀大路の正面、宮城の丁度中央にあたるが、その地域の発掘調査は行われておらず、当否をきめ難い。従つて現在の我々の想定もこく小範囲の知見にもとづくのであるから、決定的なことは今後に待たねばならない。しかし、平城宮全体としても重要な内裏の位置を解明するためには、この周辺の今後の調査がより一層期待されるわけである。なお、発掘調査事務所は、遺構保有のために、細殿にあたる附近の掘立柱列をさけて建設した。

(工藤圭章)

第4・5次調査

調査地域は、通称一矢通りの北側で、第2次調査地域の東側をしめ、平城宮全域からみると、平城宮中軸線の正北方の地域にあたり、前述したように、こゝはまた從来内裏と考えられた地域のすぐ北に位置する。調査面積は39アールに達し、礎盤風に石を用いた1棟を除いて、すべて掘立柱からなる建物遺構を25棟、2条の溝、石敷、その他廃棄物処理のための土壤などを発見した。これらの遺構は、最低3回にわたる整地作業を示す土層のいずれからも検出され、各々の土層においても上下に重複しあつてゐる。その層位や掘立柱掘りかたの重なりなどを検討した結果、これらの遺構の造営を8期に分つことが出来た。

I期 調査地域の中央や、北よりに、東西に走る幅約1mの浅い溝



が東西に走っているが、これは第2次調査のA群の石敷の東へ
に近く挙げて、大の礎を敷き並べた溝状の石敷

141のある時期である。溝底の流砂はわずかに認められる程度で、溝としての存続期間は永くなかつたであろう。これまでの調査地域内では、この時期に造営された建築遺構は検出していない。
Ⅱ期—Ⅰ期の溝を埋め立てるとともに、第5次調査地域の東半に厚さ5cm程度の土盛りが行われる。こゝに造営された建物は2棟あり、176は9間×2間(柱間各約3m)の身舎に、柱間約3mの廊が東西両側についた南北棟の建物、205は梁間2間に桁行7間以上(柱間各約3m)の南北棟の建物で、南妻は調査地域外にのびている。その他に、約6mをへだて、並行する南北方向2列の柵状の柱列167(柱間各約3m)もある。この期のものかもしれない。

Ⅲ期—調査地域の北よりを東西に走る溝128がある。この溝はⅡ期の176建物廢絶後、Ⅳ期の土盛り以前に掘られたものでVI期まで存し

ている。

IV期—こ

れ迄の遺構

をおよつて

全域にわた

り厚さ10cm

程度の土盛

りがなされ

その上面に

造営の行わ

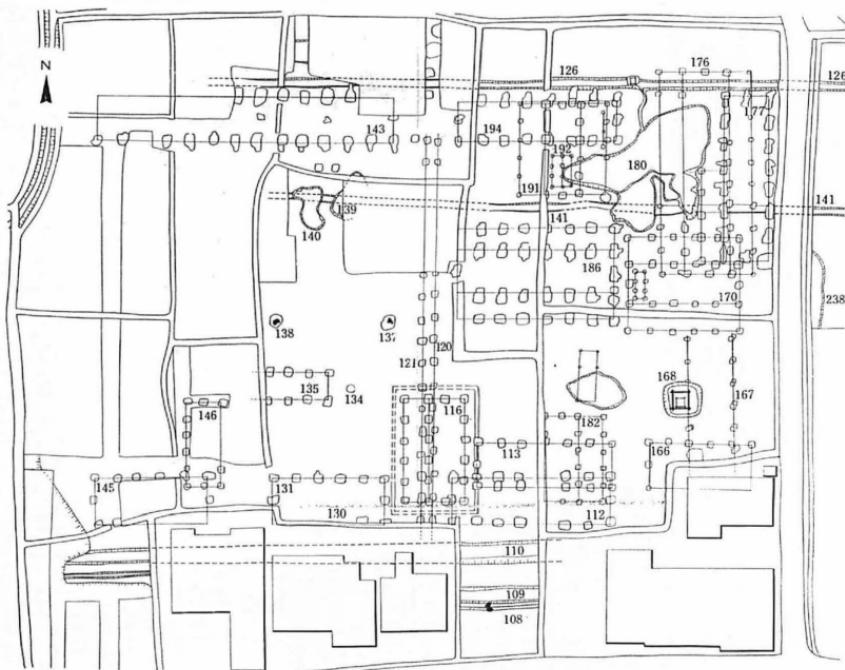
れた時期で

ある。調査

地域の南端



第5図 第5次発掘地域全景

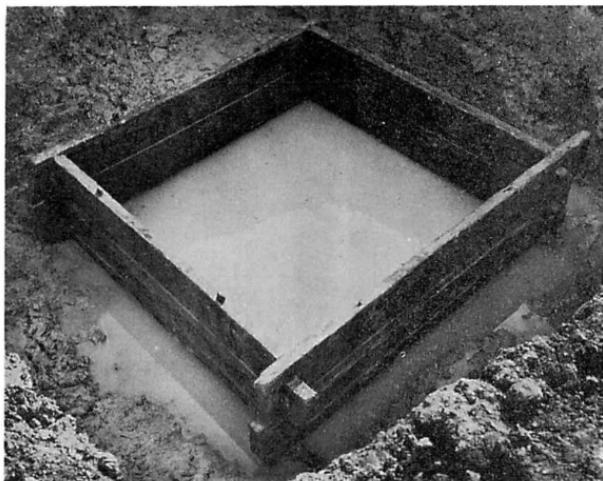


第6図 第2・4・5次発掘地域実測図

の延長にある(年報1960参照)。建物遺構としては、2間(柱間各約2.7m)×5間(柱間各約3m)の身舎に、柱間約3.6mの廊が南北につく東西棟の建物170と、第5次調査地域で検出したが、その主要部分が東方の調査地域外に延びる2棟がある。213は南北2間(柱間各約3m)で、東西に長い建物、200は柱間3mの廊部分のみを出したことになるが、現状では妻通りを確定し得ないので、棟の方向はきまらない。

第5次調査地域では、ほかに整地面上にいくつかの不規則な形をした土壙がうがたれている。中央附近に位置する土壙219は東西約4m南北約6m深さ約5mで、土器片、木片、自然遺物などを含んだ厚さ約0.6mの堆積層が底にある。ここから後述する木簡類を発見した。

V期・第4次調査地域で4棟、第5次調査地域で4棟、計8棟造営された時期である。まず194-186-112の3棟は妻を揃えて並行する東西に長い建物で、その北東にある177は南北に長い。すべて柱間約3m、梁間2間桁行7間の身舎をもち、186はその南北両側に、177はその西側の南より4間分に廊がつく。第5次調査地域の4棟209-206-213-201では東西2間南北7間(柱間各約3m)の209建物のはかは、その大部分が調査地域外に延びていて、詳細はわからない。この時期の建物は、一部ほどの規模で改築されている。この改築に伴つて、177の西



第7図 井戸

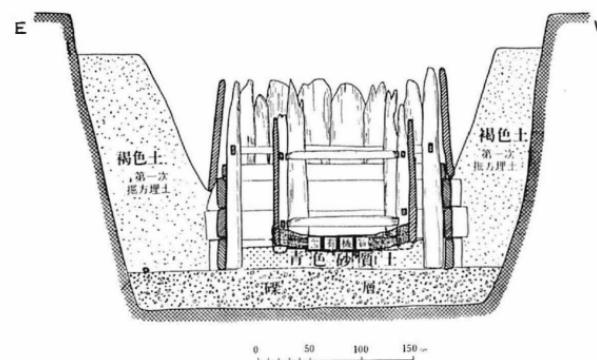
廂、18
の南
廂はと
りはら
われ、

「従底南二」「南三」、
「北一」「北二」…、
「東一」…、「西
一」等の番付が墨書
されている。地表面
との関係で当初は10
段ほどあつたものと
推定される。このV

期は第2次調査のB
・C群に対比するも
ので、第5次発掘調
査標報のV・VI群と
したのにあたる。
VI期—V期の建物
の廃弛後、3棟の建
物が造営されてい
る。211は5間×2
間(柱間各約2.4m)の
びていないところなどから、あるいは池ではなかつたかとも思われる。

廂、18
面の掘りかたのなかに、長さ約2.6m、幅約30cm、厚さ約9cmの材を内
法約2.1mのせいろ型に組み、この木枠を重ねて目遮板でとめ井戸枠と
したもので下段3段分が残つていた。この材にはそれぞれ「従底南一」
「従底南二」「南三」、
「北一」「北二」…、
「東一」…、「西
一」等の番付が墨書
され、地表面
との関係で当初は10
段ほどあつたものと
推定される。このV
期は第2次調査のB
・C群に対比するも
ので、第5次発掘調
査標報のV・VI群と
したのにあたる。
VI期—V期の建物
の廃弛後、3棟の建
物が造営されてい
る。211は5間×2
間(柱間各約2.4m)の
びていないところなどから、あるいは池ではなくかつたかとも思われる。

身舎に3.6mの北廂と
東西6間の建
物113と
かえら
れてい
る。他



第8図 井戸断面図



第9図 井戸柱の番付

地域の建物群の間を仕切る道路のような役割をはたして来たのでないかと考えられる。この地域にVII期になつて初めて建物の造営が行われると其に、柵が作られたことは無関係であるまい。

なお第4次調査地域西南部分から第2次調査地域南半にかけて、3度盛土がなされている。この盛土の上に直接造営されたものは今回の調査地域内では認められなかつた。先に述べた柵列及び建物との盛土との時間的な関係は明らかでないが、盛土以後も存続したことは確かである。第2次調査のE・F・G群がこの時期のものである。

VII期～VIII期の建物と柵列のうえに土器を多量に含んだ堆積層のある浅い壙を検出した。これと同時期とみなし得る遺構はない。たゞV期の井戸168はこの頃まで使用されており、VII期をあまりへたたらぬころに柵組の4段目以上をとりはらい、4本の隅柱と2段以上の胴貫からなる柵の外に側板を立てならべた、内法約1m程度のものに改造している。なお、この井戸の柵材には、一部に長押、樋など建物の古材が転用されている。

VII期～VIII期の建物と柵列のうえに土器を多量に含んだ堆積層のある浅い壙を検出した。これと同時期とみなし得る遺構はない。たゞV期の井戸168はこの頃まで使用されており、VII期をあまりへたたらぬころに柵組の4段目以上をとりはらい、4本の隅柱と2段以上の胴貫からなる柵の外に側板を立てならべた、内法約1m程度のものに改造している。なお、この井戸の柵材には、一部に長押、樋など建物の古材が転用されている。

これらの遺構とともに出土した遺物には、木簡、木器、漆製品、土器、瓦類、自然遺物などがある。

その西に4間(柱間各約3m)×2間(柱間各約2.7m)の南北棟の建物266があり、5間(柱間各約2m)×2間(柱間各約3m)の東西棟の建物166もおそらく同期のものであろう。

やや前の掘立柱列から西約15mの範囲は、VII期まで一棟の建物も造営されていない。しかもこの範囲が朱雀門の正北方にあたつていていることを考えあわせると、この部分が第4次調査地域の建物群と第5次調査

がけしたものと、下端を尖らせたもの、2種がある。これは貢進または保管にさいしての包装方法の違いによるものと考えられる。(C) 前の2種とは異っているが、原形が不明で、落書風の内容のものや万葉仮名で記したものなどが見られる。このほかに、木簡の削り屑が相当数みられ、紀年銘のあるものもある。この削り屑の存在や、その他遺物の遺存状況からみると、この木簡を出土した土壙は、比較的短期間に用いられた當時の場所であったと考えられる。

土器類は、施釉陶器、須恵器、土師器の3種であるが、土師器が最も多量で、施釉陶器が微量であること、器形も杯、碗、皿の類の供膳形態のものが多いことなどは、これまでと同様である。これらの土器類は、木簡に伴出した一群や、Ⅳ期の遺構の土器のように、使用年代に一つの規準を与えると共に、8世紀後半から9世紀にかけての編年的研究を、一步前進せしめる基本資料となるものである。

なお土師器に墨書きのあるものが数点検出された。そのうちには写経字風の達筆で「弁魂勿他人者」と、「弁玷勿他人取」とかいた杯形土器があつて、土器の用法を示唆する興味あるものがある。木器には箸、匙、曲物の底板などがあり、その他漆塗りの網状製品、桧皮、木炭、それくるみや藤の実のサヤなどの自然遺物が出土している。

瓦類には特に著しいものをみないが、Ⅲ—Ⅳ期の間に行われた土盛りのなかから、厚手の壇を數十個一群で発見したことは、この種の壇がⅢ期以前にさかのぼることを示す点で重要である。

以上35年度の発掘調査によつて明らかになつた点を要約すると、



第10図 塚 器 師 土 書 墨

一、第3次調査で検

出した築垣廊は、昭和29年度の調査で検出し

た遺構と一連のもので、この築垣回廊の一郭は内裏と推定される。し

かし、昭和29年度に検出した遺構のうちでは

この築垣廊が最もよく

れて造営されたもので

あるから、この一郭を内裏としても、それは

和銅造営当初のものでなく、むしろそれより

おくれたものと考えら

れる。とはいへ今回の

調査地域内では、昭和29年度のような遺構の重複が認められないか

ら、この地区の築垣廊に先行する時期の性格については、将来に大きな問題を残している。

二、第4—5次調査の結果、両調査地域の中央にある道路または柵によつて、遺構が東西2群に分れていたと考えられる。東群の地域は



第11図 軒瓦 1組

一部しか調査していないが、木簡の出土により、このあたりに宮内省の食料をつかさどる大膳職や、大炊寮にかゝりある建物があつたと推定され、ブロツク単位にまとまつた官庁の建物群という点では、平安宮古図とも符合し、内裏の位置の問題ともかゝりをもつ。

なお第5次調査中に、本調査着手以来、常に陣頭で指揮をとられた所長藤田亮彌先生が、にわかに不帰の客となられた。今後先生の志を体して調査に精進することを期したい。

(坪井清足・田中 琢)

三、さらに西群の建物をみると、東よりすなわち平城宮の中軸線にのつた道路ぞいほど、身舎の両側に廂をつけたものが多く、西にいくに従つて片廂の建物から、さらに身舎だけの簡単なものになる傾向があつて、平面構成の上から一群の建物が、用途によつて使い分けられていたことを考えさせる。また、このような建物群と、第3次調査地域の内裏の建物とを比較すると、内裏建物では、入母屋造りの床張の建物が、その前面の細殿風の建物とセットになつて建てられていて、官衙の建物群よりは一段とすぐれたものであつたことが推定されて、こゝにもまた両地域の建物群の性格の違いを考えさせるものがある。

第四に上げられることは、木簡の発見である。この木簡は、それに伴つた遺構や遺物の実年代の一点を示して、遺跡の層序分類に決定的な役割を果す点でも重要なことは勿論であるが、それにもまして、これまで知ることの出来なかつた平城宮の宫廷生活の一端を示す資料として、高く評価せねばならない。

調査の結果明らかになつた遺構と遺物には、なお多くの問題を含んで、これから研究に待つところが多いが、それにしてもその性格と年代に一応の目途を得たことは、今後の調査にとって大きな成果といふべきである。

27